©朝日新聞社 2012年　45309号（日刊）

2012年（平成24年）
6月23日
土曜日
沖縄慰霊の日

朝日新聞

天気 6 9 12 15 18 21(時)
東京 0 27 20
横浜 0 26 20
千葉 0 25 19
さいたま 0 27 19
札幌 20 16 14
仙台 0 25 16
名古屋 0 28 18
大阪 0 27 19
福岡 30 23 20

朝日新聞東京本社　本日の編集長＝中村史郎
〒104-8011東京都中央区築地5-3-2 電話03-3545-0131 www.asahi.com

# 私の視点

投稿は〒104・8011（住所不要）朝日新聞オピニオン面「私の視点」係かsiten@asahi.comへ。電子メディアにも収録します。

## 刑事司法改革

# ルール明確な司法取引を

弁護士
中村（なかむら） 和洋（かずひろ）

大阪地検特捜部検事による証拠改ざん事件を契機に検察改革が議論され、特捜部事件や裁判員対象事件を中心に取り調べの録音・録画の拡充や、捜査担当検察官に対する公判担当検察官・高検による監視・監督の強化が実施された。

かつて検事、現在は弁護士（前記証拠改ざん事件の主任弁護人）として刑事事件にかかわった経験から、現在の改革では不十分で、刑事司法の活性化にはより根本的な改革が必要だと思う。取り調べ過程のすべての録音・録画は従来から言われているが、さらに①証拠の全面開示②ルールを明確にした「司法取引」、を提案したい。

刑訴法では、公判前整理手続きにおいて、検察官が請求した証拠に関係する他の証拠や弁護人の主張に関係する証拠について、ともに開示が認められている。しかし、捜査の過程で収集・作成された証拠はすべて検察官の手の内にあり、弁護人や被告人にはその一部しか開示されない。真実を明らかにするためには、捜査機関が集めた証拠もすべて開示すべきだ。

検察は証拠を全面的に開示すると、証人の威迫や証拠隠滅につながりかねないと反対の姿勢だ。ただ、少年事件については、家裁に送致されるため、証拠はすべて裁判所によって開示されている。証拠開示で少年事件と他の事件を区別する必然性はない。

被告人に不利な証拠も有利な証拠もすべてを白日の下にさらしてこそ、正しい判断が可能になる。そもそも証拠の全面開示に反対する検察の背景には、「都合の悪い証拠は表に出さない」という考え方がある。そのような考え方が特捜部検事の証拠改ざん事件を招いた一つの原因ではないか。

一方、「司法取引」は被告人が事実を認めたり、共犯者の関与を証言したりするのと引き換えに、検察官が処分を軽くしたり、免除したりするものだ。採用している国もあるが、我が国にはそぐわないとされてきた。ただ現在も事実を認めたり、捜査に協力したりすれば、処分や量刑の面で有利となる例は少なくない。事実上、司法取引が行われているのが実態だ。

社会が複雑化して犯罪が高度化したことや、暴力団の取り締まりで逆に組織犯罪が不透明になったことなどで、従来の捜査手法では巨悪の摘発が難しくなりつつある。司法取引はそのような組織犯罪に有効だ。ただ、現在のあいまいな慣行には問題が多い。明確なルールのもとで司法取引制度を導入し、あいまいさに終止符を打つべきだろう。証拠の全面開示制度と合わせれば、被告人の人権への配慮と、社会の治安維持とのバランスがとれると考える。